

「輸送の安全はわが社の根幹」

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

当社は「輸送の安全確保」を社会的使命として、基本的な方針を「安全方針」として定め、安全・確実・快適な輸送サービスの提供に努めてまいります。

安 全 方 針

1. 私たちは、安全な運行・車両を提供するとともに、安全を最優先に行動すること誓います。
2. 私たちは、輸送の安全に関する法令を遵守し、基本に忠実な安全運転を励行します。
3. 私たちは、輸送の安全を向上するため、PDCAサイクルを継続して実施します。
4. 私たちは、輸送の安全に関する情報について積極的に公表します。

2. 輸送の安全に関する重点施策

1. 輸送の安全確保が最重要であるということを認識し、関係法令及び安全管理規定に定められた事項を遵守します。
2. 輸送の安全に関する教育および研修に関する具体的な計画を策定し、これを確実に実施します。

① 安全目標

1. 人身事故の撲滅
2. 物件事故5件以内
3. 飲酒運転ゼロの継続
4. 日々の健康管理
5. 報告・連絡・相談（ホウレンソウ）の実施と記録の励行

② 安全運転スローガン

S L O W S T O P S A F E T Y 『スロー ストップ セイフティー』
スリーエス「3S」の合言葉、常に声掛け安全運転。

3. 輸送の安全に関する目標及当該目標の達成状況（貸切・特定）

期間：令和6年4月1日～令和7年3月31日

事故形態	抑止目標	（前年度比）
人身事故	0件以下	%削減
物損事故	5件以下	%削減
健康起因事故	0件以下	%削減

前年度事故発生件数（4月～3月）

事故形態	抑止目標	（前年度比）	結 果	（前年度比）	事故形態
人身事故	0件以下	% 削減	0件以下	% 削減	達成した 達成できず
物損事故	6件以下	% 削減	3件以下	% 削減	達成した 達成できず

自動車事故報告規則に規定する事故の統計（前年度）

前年度の重大事故発生件数	0 件	事故の種類	0 件
衝突の状態			

旅客自動車運送事業運輸規則第 4 7 条の 7 条の 7 第 1 項 国土交通省告示第 1089 号

- ・令和 5 年度の安全運転実技指導を 2 人に実施いたしました。

4. 輸送の安全に関する計画

輸送の安全に関する目標を達成するため、必要な年間教育計画等を作成し、これを実行する。

① 安全教育計画

- ・令和 6 年度 安全教育計画（バス）

② 安全最優先意識の周知

施策の内容	実施対象	実施時期
①輸送の安全に関する基本的な方針（安全方針）を営業所に提示	営業所	通 年
②安全運輸マネジメントの概要、安全方針、目標、計画、関係法令等の周知	営業所	通 年
③全従業員に対して安全運輸マネジメントの概要、安全方針、目標、計画、関係法令等の説明	社 員	通 年
④安全運輸マネジメントの概要、安全方針、目標、計画、関係法令等の実施状況の検証	営業所	通 年

③ 情報の連絡体制の確立と必要な情報の伝達、共有

①営業所会議において経営責任者との意見交換会の開催	社 員	随 時
②輸送の安全に関する情報の伝達	営業所	随 時

④ 交通事故防止活動

①全国交通安全運動の実施	営業所	年 4 回
②運行管理者講習会の参加	管理者	毎 年
③整備管理者研修会の参加	管理者	毎 年
④N A S V A 診断の実施	社 員	随 時
⑤年末年始自動車輸送安全総点検	営業所	年末年始

⑤ 内部監査の実施

①安全統括管理者による内部監査	営業所	随 時
②重大な事故の発生時に安全統括管理者による内部監査	営業所	発生時

5. 輸送の安全に関する点検と改善

1. 安全目標の達成状況の確認と自己チェックリストによる内部監査の実施
2. 点検結果を踏まえ業務改善を実施する。
3. ドライブレコーダーに記録されたヒヤリ・ハット情報の共有化と安全教育の徹底